



8月5日
スタート

住民基本台帳の ネットワークシステム化が始まります

住民基本台帳は、住民であることの公証のほか、国民健康保険や国民年金の資格管理、選挙人名簿の作成など村が行なう各種行政サービスの基礎資料になっています。住民基本台帳法の一部改正に伴って、「住民票コード」(十一けたの番号)が導入され、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)がスタートします。

住民票コードってなに？

住民票コードは、無作為に作成された十一けたの数字からなっていて、赤ちゃんから高齢者まで、一人が一つの番号を持ち、住民基本台帳に記載されます。台帳には氏名、生年月日、住所などが記載され、これをもとに、村は各種証明書や健康保険などの行政サービスを提供します。

住基ネットのこと教えて

住基ネットとは、全国の市町村が独自に管理していた住民基本台帳を、国や県のコンピュータと相互につなぐことで事務処理を迅速にできるようにする仕組みです。

住基ネットでは、本人確認情報(①氏名、②生年月日、③性別、④住所、⑤住民票コード、

⑥付随情報)が、国、県の行政機関の必要に応じて提供されま

す。情報の提供は、利用する事務も法律で定められ、個人情報の保護が図られます。

ネットワーク化されると どんなメリットがあるの？

年金の給付や資格の付与などは、本人確認のため、住民票の写しを求められる場合があり、その都度住所を置く市町村に証明を受ける必要がありました。これが、ネットワーク化で住民票の写しなどの提出が不要になります。

住民基本台帳カードは？

平成十五年八月からは、『住民基本台帳カード』でサービスが始まる予定です。このカード

は皆さんからの申請をもとに村が発行するものです。これを利用することで、全国どこでも住民票の写しの交付が受けられるようになります。

引越する場合、これまでは現住所で転出、引越し先で転入の手続きが必要でしたが、引越し先の窓口でカードを提示し、手続きができるようになります。



ご相談はお気軽に住民課へ

住民票コードは各世帯にはがきでお知らせします

住民票コードは八月五日から、全国一斉に通知が行われます。各世帯ごとに、はがきで、世帯全体の氏名と各個人ごとのコードをお知らせします。

詳しくは、役場住民課(☎☎12112)までお問い合わせください。